

令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務

2 委託業務の目的

令和7年度に実施した「第20回食育推進全国大会」で得られた成果や課題を継承し、県民の食育に関する理解と関心を深め、食育の取組への積極的な参加を促すとともに、食育を徳島の文化として日常に定着させることを目的として、徳島県版食育推進大会を開催する。

本大会開催により、食を通じた健康、文化、多様性等について幅広い世代が知る・体験する機会を提供するとともに、食育先進県を目指す徳島県から徳島の食の魅力を県内外、また世界に発信する。

また、同時期に開催される他分野のイベントとの連携による相乗効果や運営の最適化及びにぎわいの創出を図ることにより、徳島県での更なる食育の推進を図る。

3 業務概要

- ・名称 ～未来へ育む～ “とくしま食育祭”
- ・主催 徳島県
- ・日程 令和8年10月17日（土）
- ・会場 JR ホテルクレメント徳島（徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地）
- ・テーマ 食の力は無限大 ～知って食べて育む！徳島の食文化～
- ・コンセプト（8つのカテゴリーごと）※下線部を本大会の重点カテゴリーとして設定。
 - ア 食料安全保障
みんなで創る！徳島の「次世代農林水産業」と「食料自給力」
 - イ 健康
食べて動いて健やかに！ “こども”も“大人”も みんなの「食育」
 - ウ 食品ロス削減
「もったいない」を「おいしい」に！明日から実践「エシカル消費」
 - エ 食の安全
正しい知識で育む「選ぶ力」
 - オ 食を楽しむ
笑顔あふれる食体験
 - カ 食の新技术
徳島から発信！未来のフードテック
 - キ 食の多様性
世代と国境を越えるボーダレスな食文化
 - ク 食文化・地産地消
徳島の食と豊かな恵みの再発見
- ・内容 食育に関するステージイベント、セミナー、試食イベント、展示・体験ブース出展
周辺施設での関連イベント、食育動画コンテスト及び広報 等
- ・来場者 1,000人（予定）
- ・入場料 無料

4 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

5 留意事項

当該事業を通しての留意事項は別紙1のとおりとする。

6 委託業務の内容

(1) 企画・運営業務

ア 当該イベントを効果的かつ円滑に実施し、徳島県ならではの特色あるイベントとするため、独自性のある企画の提案、運営を行うとともに、大会の趣旨を理解し、目的の達成に資するよう、徳島県（以下、「県」という。）及び関係機関等と調整の上、業務を行うこと。

また、県（生活環境部等）が同時期に実施する他行事と連携・調整を行った上で業務を実施すること。

イ 運営事務局の設置

出演者や出展者、来場者等からの電話、ファクシミリ、電子メールによる問合せ対応や、各種申請等を受け付けるため、運営事務局を設置し、必要な設備、人員を配置すること。

ウ 出演者及び出展者との調整

出演内容やブース設置場所、事前準備からイベント実施までのスケジュール等を出演者及び出展者と調整すること。

エ マニュアルの作成

県、施設管理者等と十分に連絡・調整の上、イベント実施に当たっての留意事項、レンタル備品の紹介等必要な情報を取りまとめたイベント出展者マニュアルを作成すること。

また、運営計画、運営スタッフ体制図、その他イベントを運営するに当たって必要な情報を取りまとめた運営マニュアルを作成し、県に電子メール等で提出するとともに、必要に応じてイベントの運営に関わるスタッフ等に配布し、運営手順について周知すること。

オ イベント参加者募集及び問合せ対応

参加者の事前登録を必要とする企画については、県と協議のうえ、イベント Web サイト等を活用して募集を行うこと。なお、応募要件や定員等参加者募集の要件については、会場の規模を踏まえ、各イベントの実施者と十分に調整すること。

カ 広報

(ア) イベント Web サイトの管理及び更新

イベントに関する情報を効果的に発信するため、イベント Web サイト、Instagram、YouTube、Facebook 等のアカウントを管理し、適宜情報を更新すること。

(イ) 印刷物の作成及び配布

チラシ、ポスター等の作成・印刷及びこれらの媒体を活用した広報を実施すること。

また、来場者に配布するパンフレットを作成すること。

(ウ) 徳島県民等を対象とした広報の展開

多くの来場者を募るため、特に徳島県民に対して各メディアや SNS、駅、県内施設等を活用した効果的な広報を展開すること。広報の実施に際しては、事前に県と協議を行うこと。

(2) 実施業務 ※括弧内は想定会場

ア 食育に関するステージイベント（4階「クレメントホール」）

(ア) 県と協議し、食育に関するステージイベントを提案、実施すること。なお、ステージイベントについては、コンセプト等を踏まえた上で、集客につながる内容となるよう考慮すること。

※想定される内容例

著名人やアスリート等による食育に関連したトークイベント（さかなクン 等）

(イ) 講師及び出演者への謝金や使用する機材、その他調整に係る費用は本事業費から支払うこと。

イ 食育や農林水産業等に関する展示ブースの設置（4階「ホワイエ」）

(ア) 食育や農林水産業に関する理解の醸成、日常での食育の実施につながるような展示ブースの

設置を提案、実施すること。なお、展示ブースについては、各コンセプトを踏まえた上で、県と協議し設置内容を決定すること。

ウ 各種体験ブースの設置（3階「清風、薫風、緑風」）

(ア) 食育の推進に関連し、子どもから大人までが学び、楽しめる体験ブースやワークショップブースの設置を提案、実施すること。

※想定される内容例

- a. 子供向けの農林漁業体験
- b. 海外の食文化を体感できるワークショップ
- c. 農産物の量り売り体験

(イ) 体験ブースの実施内容については、施設管理者と十分に協議等を行った上で、会場で実施可能な内容を提案すること。

(ロ) 県が別途実施する農林漁業体験ブースの設置に会場の一部を使用するものとし、同ブースの運営事業者と連携を図りつつ実施すること。

エ 来場者向けのセミナー（3階「ハーモニーホール」）

(ア) 来場者の食育に関する知識習得や理解促進に資する講演会・セミナーを提案、実施すること。

(イ) 講師への謝金や使用する機材、その他調整に係る費用は本事業費から支払うこと。

(ロ) 正午以降については、県（生活環境部）が別途実施する講演会において会場を使用するものとし、同講演会の運営事業者と連携を図りつつ実施すること。なお、同講演会に係る講師への謝金及び回線使用料については、県（生活環境部）において別途支出するものとする。

(ハ) 実施に当たっては、事前申込制やオンライン活用など、より多くの方が参加できるような実施方法を提案すること。

オ 来場者向け試食イベント

(ア) 集客や食育の定着に資する試食イベントを提案、実施すること。

(イ) 提供メニューについては、規格外食品や徳島の特産品の活用など、コンセプトを考慮したものとする。なお、提供メニューの考案や活用食材の選定に当たっては、県や施設管理者と十分な協議を行うこと。

(ロ) 提供方法（時間、場所、提供数等）については、会場の混雑緩和対策を考慮の上、提案すること。

カ 徳島駅前周辺施設を活用した関連イベント

(ア) 大会同日、会場周辺施設において、本大会に関連したイベントを提案、実施すること。

※想定される活用施設例

JR 徳島駅、徳島駅クレメントプラザ、鷲の門、アミコビル、Toku-Noix、Awa Square 等

(イ) 施設の活用可否等については、各施設管理者との調整を行うこと。

(ロ) 本大会と関連イベントの会場間において、人の流れを作る工夫を取り入れること。

(ハ) 必要に応じて、本業務とは別に徳島駅周辺で実施される各イベント等との連携を図ること。

キ 食育動画コンテストの実施及び表彰

(ア) 若者をはじめ、幅広い世代が楽しみながら食育に関心を持つきっかけとなるよう、食育動画コンテスト企画を提案、実施すること。

(イ) コンテストは別紙2に基づき実施するものとし、コンテストの実施に要する経費については、「食育動画コンテスト実施費用」として計上すること。

(ロ) 受賞者の表彰式については、本大会の中で実施するものとする。

(ハ) 賞状（筆耕を終えたもの）、賞状筒、副賞の選定及び準備をすること。なお、これらの準備に要する経費については、「大会開催業務費用」に含めるものとする。

ク アンケートの実施

(ア) 来場者に対するアンケート等を実施し、大会の目的に対する事業効果や今後必要とされる取組等について分析すること。

(イ) アンケートについては、事前に県と協議の上、内容を決定することとし、多くの回答が得られるよう工夫すること。

(3) 会場の設営・撤去業務

ア 会場は前日準備を含め県が確保するが、開催に関する会場管理者側との連絡調整や費用の支払いについては、業務に含めること。

イ 会場の設営に必要な資機材等を手配し、効率的に会場を設営するとともに、イベント閉会後は速やかに撤去を行い、これらにかかる経費を負担すること。

ウ 会場の施設、スペースを有効に活用し、来場者が安全かつ効率的に会場内を周遊できるよう、以下の設営に必要な資機材を手配し、設営すること。

(ア) 看板等の作成、設置

企画の開催及び会場の設営にあたって必要となるタイトル看板や案内看板等について、デザインを含めて記載内容について事務局と事前に協議の上作成し、必要数量を会場に設置し、イベントに協賛した企業の紹介パネルを設置し、会場各所に掲示すること。また、最寄り駅に案内看板等を設置するなど、来場者が円滑に会場内へ誘導できるように誘導すること。

(イ) メインステージ

300 席以上程度の観客席を有し、ステージイベント等を開催することが可能なステージを設営し、企画の運営に必要な装飾や盛花、表彰盆、表彰受賞者の胸バラリボン（表彰受賞者の随行者のリボンを含む）等の物品を手配することとし、観客席については主催者の指示に基づき座席数を適宜増減させること。

また、表彰式での登壇者名・受賞者名、ステージイベント等での映像・資料画像を投影するための映像機器（大型スクリーンやプロジェクター等の関連機材を含む）、音響機器、パソコン、その他ステージでイベントを開催するにあたって必要となる資機材等を手配・設営し、必要に応じてそのオペレーターを配置すること。

(ウ) 食育及び農林水産業の体験・展示ブース

会場の施設、スペースを有効に活用し、来場者が安全かつ効率的にイベントを楽しめるレイアウトとすること。なお、1 小間の規模や基本設備については、県や施設管理者と協議の上、設定すること。

(オ) 出演者及び出展者控室

施設管理者と十分調整の上、出演者及び出展者の休憩のための控室を会場内に設置すること。なお、控室の設置にあたっては、県（生活環境部等）が実施する他行事との利用調整を図った上で必要な備品等を手配すること。

(カ) その他県が指定するブース

県が指定する団体の出展ブースについて県及び出展団体と協議の上、設営すること。

(キ) コンテスト受賞動画の上映

食育動画コンテストの受賞作品等を、県と協議の上、会場内で上映すること。

(ク) セミナー会場

セミナー会場を使用して行うイベントについて、会場・備品の準備、設置を行うこと。

(ケ) 受付、インフォメーションコーナーの設営

必要に応じ、会場ホール内に受付及びインフォメーションコーナーを設営すること。

エ その他、イベントコンテンツを実現するために必要な設備

イベントコンテンツおよび会場レイアウトを実現するために必要な設備及び備品を用意すること。

オ ゴミの処理

会場内の必要箇所に来場者用のゴミ箱を設置するとともに、集積したゴミの処理経費を負担すること。

ク 会場の掃除、撤去

令和8年10月16日（金）から17日（土）までの2日間、適宜会場の掃除を行い、閉会後は速やかに設備・機材等を撤去して原状回復を図ること。

(4) イベント運営に必要なスタッフの配置業務

メインステージの司会者、場内スタッフ、進行ディレクター、警備スタッフ等、企画を運営するに当たり必要となる人員を手配し、適切に配置すること。なお、必要となる人員を手配する際は、県と協議の上、ボランティアスタッフを最大限活用し人件費の節減に努めること。

(5) 損害保険等への加入業務

会場内での事故や食中毒等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。

(6) 会場使用料の支払業務

会場使用料（借室料、空調使用料及び光熱水費）及び備品使用料を施設管理者の請求に応じて支払うこと。

(7) 県の支援業務

企画が効率的かつ円滑に進められるように、県の要請に応じて業務の支援を行うこと。また、大会開催に向けた事務作業が円滑に進められるように、県からの要請に応じて適宜支援を行うこと。

(8) 協賛企業・団体の募集について

ア 受託者はイベントの開催に当たって、協賛メニューの設定により協賛企業・団体等を募集するなど、協賛金に関する一切の業務を行うこと。

イ 協賛メニュー、協賛企業候補先、企画管理手数料等を企画提案時に明記すること。

ウ 事業収入を充てて事業を拡大して実施する場合には、県と受託者で協議を行うこと。

(9) イベントWebサイト、公式YouTube、Instagram、YouTube、Facebook、事務局メールアドレスの管理業務

イベントWebサイト、公式YouTube、Instagram、YouTube、Facebook、事務局メールアドレスの管理、動画のアップロード等を行うこと。

7 本業務の成果品及び納期

- (1) 次のア～シについて、県が指定する納期までに、紙で2部提出すること。また、加工可能な電子媒体（Word、Excel、またはPower Point）をDVD-R等の記録メディアに格納の上、一式提出すること。

成果品	納期	
	概要版	確定版
ア イベント概要説明書	6月下旬	7月上旬
イ 会場レイアウト図面	6月下旬	7月上旬
ウ ポスター・チラシ原稿（食育動画コンテスト）	7月上旬	7月10日
エ 出演者及び出展者一覧表	7月中旬	7月下旬
オ ポスター・チラシ原稿（県版食育大会）	7月下旬	8月上旬
カ イベント企画書 （イベントスケジュール、進行表、シナリオ等）	-	8月中旬
キ 食育動画コンテスト応募作品一式	-	9月9日
ク イベント出展者マニュアル	8月下旬	9月中旬
ケ 運営マニュアル（運営計画、運営スタッフ体制図等）	8月下旬	9月中旬
コ 食育動画コンテスト受賞作品等の編集・成果品	-	10月9日
サ アンケート集計・分析結果	12月下旬	1月下旬
シ その他、実行委員会事務局が必要と認める書類	-	-

8 報告書の作成

- (1) 受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、イベント当日の記録写真を含めた事業全体の報告書及び7の成果物を提出すること。
- (2) 報告書には、イベント来場者数（関連イベントを含む）や各企画の参加者数、協賛者リスト、アンケートの集計・分析結果等についてとりまとめ、本県における食育の推進及び定着に寄与するイベントとなるよう、事業のフィードバックを行うこと。
- (3) 本委託業務全体に係る報告書に加え、**別紙2**4の（8）に基づく報告書を別途作成し提出すること。

ア 提出期限

令和9年1月29日（金）

イ 提出先

徳島県農林水産部生産流通課

ウ 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業実績報告書（成果物、収支決算書を含む）
 - 大会開催業務及び関連イベント実施業務に関するもの 1部
 - 食育動画コンテスト委託業務に関するもの 1部
- ・委託業務に係る経費の明細書
 - 大会開催業務及び関連イベント実施業務に関するもの 1部
 - 食育動画コンテスト委託業務に関するもの 1部
- ・その他成果報告物 1部

留意事項

1 事業実施体制について

事業実施体制を構築するに当たり、責任者には本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任し、随時、県と連絡の取れる体制とすること。また、受託者は、本事業の進捗状況について、1週間に1回程度県に定期的に状況報告を行うこと。

2 打合せ等、担当窓口及び担当者について

担当窓口及び専任担当者を任命し、打合せをする必要が生じた場合、受託事業者は、県の求めに即時に対応すること。

3 行政機関等への対応について

県は、イベントを開催するに当たって必要となる、行政機関等（警察、消防、保健所、日本音楽著作権協会等）及び会場の施設管理者への連絡・調整・申請等、一切の手続を行うこととし、これらの業務は十分な知識・経験を有する者が行うこと。

4 県からの指示について

県は、受託者に対して本事業の目的を達成するために必要な指示を行えるものとする。

5 県との協議について

受託者は、本事業の目的を達成するため、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じた場合又は業務の内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。また、不測の事態により、定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を県へ報告し、その指示に従うこと。

6 事業内容の調整等について

受託者は、上記3から5の指導、指示や協議結果を踏まえ、事業内容の調整等を行うこと。

7 秘密保持等について

- (1) 受託者は、本事業を実施するに当たって知り得た情報について、開示、漏えい又は本事業以外の用途に使用してはならないものとし、これらの事態を防止するために必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等による損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) 7については、事業実施期間の終了後においても同様とする。

8 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管（5年間）し、県からの請求があった場合、速やかに提出すること。

9 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権は、県に帰属する。
- (2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、受託者と協議の上、県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載等を行う場合がある。なお、県等が二次利用するに当たり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作に当たっては必要な許諾を得ること。

食育動画コンテスト委託業務について

1 業務名

食育動画コンテスト委託業務

2 業務目的

若者をはじめ幅広い世代が、食育をテーマとする動画制作を通じて、楽しみながら食育に関心を持てるよう、動画コンテストを実施する。

受賞作品等は、徳島県公式Webサイト等への掲載、徳島県が主催、共催、後援等をするイベント等での普及啓発活動など、様々な場面で活用する。

3 本コンテストの概要

小学生以上を対象に、食育に関する動画（以下「応募作品」）を募集し、審査により優秀作品等を選定する。

(1) 応募資格

小学生以上の方で、県内に在住している者。

※グループでの応募の場合、グループの代表者が応募資格を満たしていること。

(2) 応募期間

令和8年7月15日（水）～令和8年8月31日（月）（予定）

(3) 応募作品の内容

食育に関する下記8つのカテゴリーのいずれかに該当し、食育に関する認知度の向上や実践意欲の向上に繋がる内容であること。

【食育に関する8つのカテゴリー】

ア 食料安全保障

例) 食料確保に向けた工夫等

イ 健康

例) 自身の健康課題に気づき、食を通じた健康戦略を学ぶ等

ウ 食品ロス削減

例) 食べ残さない工夫、まだ食べることのできる食品の活用法等

エ 食の安全

例) 食中毒予防、食品に関する正しい情報の周知等

オ 食を楽しむ

例) 食材、食器、調理方法等食を楽しむツール等

カ 食の新技术

例) 食の新しい技術を活用した例等

キ 食の多様性

例) 世界の食の特徴、アレルギー、嚥下食への対応等

ク 食文化・地産地消

例) 特産物や郷土料理をはじめとした食文化の魅力等

(4) 動画の性質

・実写、アニメーション、CG等、動画の種類や撮影・制作の機材には特に制限を設けない（スマートフォンでの動画撮影も可）。ただし、作品すべてをAIによって生成した動画及び画像の応募は禁止とする。

・ファイル形式：MP4、MOV、AVI

・サイズ：縦向き（アスペクト比9：16）

・長さ：30秒以内

・データ容量：500MB以下

※聴覚障がい者への配慮（テロップの挿入等）も応募要件とすること

(5) 審査（9月中下旬頃を予定）

・一次審査

応募作品の中から上位作品を選出する。

・二次審査

上位作品の中から審査委員による審査の上、最優秀賞を1点、優秀賞を2点、特別賞を若干数選出する。審査委員については、県と受託者が協議の上、県が決定する。

(6) 表彰

・受賞者には県から連絡する。

・受賞者については公式ウェブサイトおよびSNS等にて氏名（グループ名）等を公表する。

・受賞者の表彰は、徳島県版食育大会にて実施する。

(7) 受賞者への特典

・最優秀賞（1名）：賞状と副賞（2万円程度）

・優秀賞（2名）：賞状と副賞（1万円程度）

・特別賞（若干名）：賞状と副賞（3千円程度）

※なお、賞状及び副賞に係る経費は大会開催業務費用に含めるものとし、本業務費用には含まない。

(8) 受賞作品等による啓発

受賞作品等を、県公式Webサイト、YouTube 県公式チャンネル、県公式SNS等に掲載し、これらの作品を活用した啓発を行う。

(9) その他

応募者は、自らが応募する作品について、次に掲げる事項を承諾したものとする。

・未発表のものであること。

・応募者自身が制作したオリジナル作品であること。

・著作権・肖像権・意匠権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものでないこと。

・作品内で確認できる対象物によって著作権や肖像権等の許諾は応募者自身が取得すること。第三者への権利侵害があった場合、県は一切の責任を負わない。

例：著作権の利用許諾を得ていないキャラクター等の画像・映像・音楽の使用、作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて通行人等本人の許可を得ていない。

・応募作品に使用するキャラクター等の画像・映像・音楽について著作権処理を行った場合、許諾を得た著作物等とその著作者等の許諾を得ていることについて確認を求められることがある。

・作品の著作権は県に帰属する。なお、作品の返却は行わない。

4 業務内容

(1) 本コンテストの広報

本コンテストの募集要項を作成の上、その広報を以下の方法で実施し、広く作品を募集すること。

ア 県公式Webサイト

本コンテスト募集に関する記事を制作し、掲載する。

イ ポスター及びチラシ

本コンテストへの応募を呼びかけるポスター及びチラシを徳島県と調整の上、作成し、関係機関へ発送する。

・納品期限：令和8年7月10日（金）

ウ SNSによる広報

本コンテストのバナー広告等を制作し、4（2）の応募フォームへのリンクを掲載する。

(2) 応募フォームの開設・運用

本コンテストへの応募フォームをインターネット上に開設し、応募期間前には運用できるようにすること。なお、応募フォームは独自構築・既存フォーム活用は問わない。

また、応募フォームの中に、徳島県が作成するアンケート項目を取り入れ、応募者からの回答が得られるようにすること。

(3) 審査会の事前準備

県が別途設置する審査委員会での審査に向け、応募要件を満たす作品の取りまとめを行うこと。
取りまとめ期限：令和8年9月9日（水）

(4) 表彰式の運営

徳島県版食育大会にて行う表彰式の運営及び受賞作品の上映を行うこと。

(5) 受賞作品等の編集・成果品の納品

受賞作品等を県公式Webサイト、YouTube 県公式チャンネル、県公式 SNS に掲載できるように編集し、県が指定する方法で納品すること。その際、本コンテストの受賞作品等であることが分かるように YouTube 掲載用のサムネイル画像を作成し、テロップ・県ロゴマークを入れること。

・納品方法：HDD や SSD などのストレージに保存し、納品すること。

・納品期限：令和8年10月9日（金）

(6) 県公式Webサイト等への掲載

受賞作品等を、県公式Webサイト、YouTube 県公式チャンネル、県公式 SNS 等に掲載すること。また、これらの動画を YouTube 県公式チャンネルに掲載した後、県公式Webサイトに当動画のリンクを貼ること。

・県公式Webサイト等への掲載期限：令和8年10月30日（金）

(7) 独自の提案

仕様の定めのない内容であっても、4（1）において、より多くの方の関心を集め多数の応募を促す広報や、4（5）において、受賞作品等を広く広報し県民に対する効果的な啓発に繋げる方法を、必ず提案すること。

(8) 報告書の作成

本業務に関する報告書を作成し、県へ提出すること。また、バナー広告等の広報媒体及び記録写真については、電子データ形式で納品すること。なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

5 特記事項

(1) 著作権について、受託者は委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該成果品引き渡し時に県に無償で譲渡するものとする。

(2) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

(3) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。

(4) 県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

(5) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。

(6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

(7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。

(8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。